

## (仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)の解説

**条例の名称****八戸市健康と福祉のまちづくり条例**

## (考え方)

八戸市では、平成15年度に「健康都市」を宣言し、市民が生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活ができるよう、健康づくりに取り組んでいます。

また、第5次八戸市総合計画において、保健・医療・福祉・介護等のサービスの充実を図るとともに関係機関の連携を強化し、「健康・福祉のまちづくり」の施策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

本条例は、市として、健康と福祉のまちづくりへ取り組む姿勢を明確に示し、これを市民及び事業者とともに総合的に推進するために制定するものです。

**前文**

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願いです。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要があります。

八戸市は、是川に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展してきました。

先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければなりません。

そこで、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

## (考え方)

本文は、健康と福祉のまちづくりに対する市民の思いと決意を示しており、市民だれもが人としての尊厳を持ち、ともに支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことのできる健康と福祉のまちを創造することを宣言するものです。

## 第1章 総則

(考え方)

本章では、健康と福祉のまちづくりを推進するため、条例の目的、基本理念、及び市民、事業者、市の役割分担など、基本的事項を規定しています。

(目的)

**第1条** この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を明らかにすることによって、市民だれもが安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的とします。

(考え方)

本条は、本条例に規定する事項（基本理念及び市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項）を示すとともに、健康と福祉のまちづくりを推進していくことを条例の目的として明らかにするものです。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) **市民** 市内で生活している人（市内で就業、就学している人を含む。）をいいます。
- (2) **事業者** 市内で事業（社会福祉の増進を目的に行う事業を含む。）を営む人をいいます。
- (3) **高齢者や障害者等** 高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいいます。
- (4) **市民活動団体** 市民が自主的に行う活動で、公益性があり、営利のみを目的としないものをいいます。
- (5) **公共的施設** 官公庁施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の人が利用する施設をいいます。
- (6) **公共交通車両等** 一般旅客が利用する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいいます。

(考え方)

本条は、本条例で使用する言葉で、意味を統一したい言葉について説明するものです。

**(基本理念)**

**第3条 健康と福祉のまちづくりを推進していくため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定め、その実現に努めます。**

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある生活ができる社会を目指します。
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会を目指します。
- (3) 市民が安全に、安心して生活できるよう、地域で支え合う社会を目指します。
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持ち、人にやさしい福祉社会を目指します。

**(考え方)**

本条は、本市が目指す健康と福祉のまちづくりの方向性を四つの理念として規定するものです。

**(市民の役割)**

**第4条 市民は、生涯にわたり健康増進に努め、互いに協力して、安全・安心な地域社会の構築に努めます。**

- 2 市民は、高齢者や障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、互いに尊重しあい、ともに支え合う地域社会の構築に努めます。

**(考え方)**

健康と福祉のまちづくりは、市のみで行うものではなく、市民や事業者が地域社会の一員として役割を分担し、三者で協働していくことが必要です。

本条は、第3条の基本理念の実現に向けて、市民の果たすべき役割分担について規定するものです。具体的には、健康の増進、地域での支え合い、福祉意識の高揚、人権の尊重などにより、健康と福祉のまちづくりの推進に努めることとしています。

**(事業者の役割)**

**第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、被雇用者の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めます。**

- 2 事業者は、高齢者や障害者等が安心して生活できるよう支援に努めます。

**(考え方)**

本条は、第4条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、事業者の果たすべき役割分担について規定するものです。具体的には、従業員の健康増進、地域活動を行う従業員のための職場環境の整備、高齢者や障害者等への支援に努めることとしています。

### **（市の役割）**

**第6条 市は、市が行うすべての施策において、健康や福祉への配慮を行うとともに、高齢者や障害者等が安心して生活するための支援及び環境の整備に努めます。**

**2 市は、市民の権利を擁護し、健康福祉サービスを公平に提供しよう努めます。**

#### **（考え方）**

本条は、第4条、第5条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、市の果たすべき役割分担について規定するものです。具体的には、市が行う健康福祉分野の施策に限らず、すべての施策に健康・福祉への配慮を行う、高齢者や障害者等への支援及び環境整備、市民の権利擁護、健康福祉サービスの公平な提供に努めることとしています。

### **（総合的な推進）**

**第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、互いに協力しながら健康と福祉のまちづくりを推進します。**

#### **（考え方）**

健康と福祉のまちづくりは、市のみで行うものではなく、市民や事業者が地域社会の一員として役割を分担し、三者で協働していくことが必要です。

本条は、市民、事業者及び市がそれぞれ協力し、総合的に健康と福祉のまちづくりを推進していくことを規定するものです。

### **（国等との関係）**

**第8条 市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体との連携に努めます。**

#### **（考え方）**

健康と福祉のまちづくりを推進するため、国や県、他の市町村等と連携することが必要です。

## 第2章 健康福祉施策の基本方針

(考え方)

本章では、第3条に掲げた基本理念の実現に向けて、健康福祉施策の基本方針について分野別に規定しています。

(保健・医療・福祉等の連携)

**第9条 市は、健康福祉に関する施策の総合的な推進を図るため、保健・医療・福祉等の連携に努めます。**

(考え方)

市民それぞれの生活をきめ細かく支援するためには、個別のケースに対応した保健・医療・福祉等のサービスの提供を行うとともに、防犯・防災・教育など多様な分野が連携し、総合的に取り組む必要があります。

本条は、健康福祉に関する施策の総合的な推進のための、保健・医療・福祉をはじめ、他の分野との連携について規定するものです。

(計画の策定・公表・管理)

**第10条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、高齢者、障害者、児童等に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めます。**

2 前項の計画の策定または変更にあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第32条に規定する、八戸市健康福祉審議会の意見を聞くものとします。

3 計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、計画の適切な進行管理を行います。

(考え方)

健康福祉施策を推進するにあたっては、保健・医療分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、児童福祉分野などの計画を策定し、計画的な施策の推進を図る必要があります。

また、これらの計画は社会情勢の変化に伴い、見直しが必要です。

本条は、これらの計画を策定、または見直しする際には、市民及び事業者の意見を反映させる体制をつくるとともに、その公表、進行管理について適切に行うよう規定するものです。

### **(健康増進)**

**第 11 条 市は、市民が健康で安心して満ちた生活ができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び健康の保持増進に必要な施策の充実に努めます。**

#### **(考え方)**

健康と福祉のまちづくり実現のためには、市民一人ひとりが、健康は自分自身の問題として主体的、積極的に健康づくりや疾病予防に取り組んでいくことが必要です。

本条は、こうした市民の取り組みが効果的に進められるよう、健康増進施策の充実に規定するものです。

### **(地域福祉)**

**第 12 条 市は、市民が、地域の様々な生活課題に自発的、積極的に取り組み、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域福祉の施策の充実に努めます。**

#### **(考え方)**

地域福祉とは、支援を必要としている人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、すべての市民が自らの意志で様々な社会活動に参加できるよう、地域で支え合っていくことをいいます。

本条は、こうした支え合いの取り組みが効果的に進められるよう、地域福祉施策の充実に規定するものです。

### **(高齢者福祉)**

**第 13 条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかで自立した生活ができるよう、また、介護が必要となったときにも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、必要な施策の充実に努めます。**

#### **(考え方)**

急激な高齢化の進行や家族形態の変化などに伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制づくりが重要な課題です。

本条は、高齢者が生きがいを持ち、心身ともに健康で質の高い生活ができるよう、高齢者福祉施策の充実に規定するものです。

### **（障害者福祉）**

**第 14 条 市は、障害のあるすべての市民が、その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を発揮して、社会の一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活ができるよう、必要な施策の充実に努めます。**

#### **（考え方）**

障害者が、もてる能力を発揮し、社会の構成員として役割を担う環境を整備することは、健康と福祉のまちづくりを推進する上で重要な課題です。

本条は、障害者の社会参加を促進するための、障害者福祉施策の充実にについて規定するものです。

### **（母子の健康の確保）**

**第 15 条 市は、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努めます。**

#### **（考え方）**

子どもの福祉の充実のためには、妊娠期からの健康確保から、子育て家庭への支援、子ども自身の健全育成など、長期的に、総合的に対策を講じていく必要があります。

本条は、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期を通しての母子の健康の確保について、規定するものです。

### **（子育て家庭の支援）**

**第 16 条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境や地域環境の整備など、子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努めます。**

**2 市は、虐待などにより、特別に保護を要する子どもや家庭の支援のため、必要な施策の充実に努めます。**

#### **（考え方）**

本条は、前条に引き続き、子どもの福祉の充実のため、子育て家庭への支援について規定するとともに、虐待などにより、特別に保護が必要な子どもや家庭への支援について、規定するものです。

**（子どもの健全育成）**

**第17条 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境及び教育環境の整備など、必要な施策の充実に努めます。**

**（考え方）**

本条は、第15条及び第16条に引き続き、子どもの福祉の充実のため、次代を担う子ども自身の保育環境及び教育環境の整備について、規定するものです。

**（福祉の心づくり）**

**第18条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者や障害者等に対する理解を深め、思いやりや支え合いの心をもつよう、福祉の心づくりに努めます。**

**（考え方）**

健康と福祉のまちづくりを推進する上で、福祉の心づくりは重要な環境整備のひとつです。

本条は、子どもだけではなく市民全体が福祉の心をもつよう、福祉教育施策の充実に規定するものです。

### 第3章 健康と福祉のまちづくりの推進

(考え方)

健康と福祉のまちづくりのためには、第2章に掲げた分野別の健康福祉施策とともに、それぞれの分野に対し、横断的に取り組むべき施策も必要です。

本章では、健康と福祉のまちづくりを推進する上での基本的な施策を、第1節 市民、事業者及び市の協働、第2節 利用しやすいサービスの提供、第3節 生活の支援 の3つの柱として規定しています。

#### 第1節 市民、事業者及び市の協働

(考え方)

本節では、健康と福祉のまちづくりの推進にあたり、市民、事業者及び市の協働について規定しています。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

**第19条 市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての自覚をもち、自主的な活動に努めます。**

**2 市は、健康と福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、必要な施策の充実に努めます。**

(考え方)

健康と福祉のまちづくりを支えるものとして、市民及び事業者の自主的な活動は重要な役割を担っています。

本条は、市民及び事業者が健康と福祉のまちづくりのための自主的な活動に努めるとともに、これらの活動が促進されるよう、市の努力について規定するものです。

(市民活動団体等との連携)

**第20条 市は、市民及び事業者との協働による健康と福祉のまちづくりを推進するため、市民活動団体等との情報の共有並びに交流の機会の確保に努め、連携を図ります。**

(考え方)

健康と福祉のまちづくりは、市民一人ひとりの幸福を目指し、市、市民及び事業者の協働により行われることが必要です。

本条は、市民、事業者及び市がそれぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力するため、これらの連携について規定するものです。

**（施設の提供）**

**第 21 条 市及び事業者は、自らが所有し、または管理する施設を、市民及び事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努めます。**

**（考え方）**

健康と福祉のまちづくりを推進するためには、地域での市民及び事業者の自主的な活動の拠点となる場所が必要です。

本条では、市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、施設の提供について規定するものです。

## 第2節 利用しやすいサービスの提供

(考え方)

本節では、健康と福祉のまちづくりの推進にあたり、利用しやすいサービスの提供体制の整備について規定しています。

(サービス提供の原則)

**第22条 市及び事業者は、次の各号に掲げる原則に基づき、利用しやすい健康福祉サービスの提供に努めます。**

- (1) 適切なサービスを公平に提供します。
- (2) 利用者の選択及び自己決定を尊重します。
- (3) 人権を尊重したサービスの提供と質の向上を図ります。
- (4) 保健・医療・福祉等、関係機関の連携を図ります。

(考え方)

健康診断や予防接種などの保健サービス及び介護などの福祉サービスの充実を図ることは、健康と福祉のまちづくり推進のための重要な要素です。

本条は、利用しやすい健康福祉サービス提供体制の構築を図るため、市や事業者が行うサービスについて、四つの原則を規定するものです。

(情報の提供及び啓発)

**第23条 市及び事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよう、必要な情報を収集し、その提供及び啓発に努めます。**

(考え方)

市民が必要なサービスを選択するためには、必要な情報を常に手に入れることができる環境が必要です。

本条は、市及び事業者が必要な情報を収集し、その情報を市民に提供するとともに、適切なサービスの選択に向けて啓発に努めることを規定するものです。

(相談支援体制の整備)

**第24条 市及び事業者は、市民の相談に、迅速かつ適切に対処するため、相談支援体制の整備に努めます。**

(考え方)

市民に何か困り事があった場合、まずは気軽に相談できる体制が整備されていることが必要です。

本条は、市民が安心して相談できるよう、市及び事業者の相談支援体制の整備について規定するものです。

**（サービス評価及び苦情解決）**

**第 25 条 市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、サービス評価及び苦情解決の体制の整備に努めます。**

**（考え方）**

市民が安心して健康福祉サービスを利用するためには、サービスの評価や苦情を解決する体制が整備される必要があります。

本条は、市及び事業者のサービス評価や苦情解決の体制の整備について規定するものです。

**（社会福祉事業者の役割）**

**カット**

**（考え方）**

第 5 条に事業者の役割を掲載していること、また、第 2 2 条から第 2 5 条においても、事業者としての規定を掲載していることから、あえて条立てしての事業者の役割は掲載しないものとする。

### 第3節 生活環境の整備

(考え方)

本節では、健康と福祉のまちづくりの推進にあたり、市民のための安全・安心な生活の確保と高齢者や障害者等に配慮した生活の支援について規定しています。

(施設の利用及び整備)

**第26条 市、事業者及び市民は、高齢者や障害者等が公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努めます。**

**2 市は、公共施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定を遵守するとともに、青森県福祉のまちづくり条例（平成10年青森県条例第46号）第11条第1項に規定する整備基準に適合させるよう努めます。**

(考え方)

市民が安心して生活するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザインにより、施設や設備をだれもが使いやすくする必要があります。そのためには、施設管理者が適切な整備及び管理を行うとともに、市民自らが声かけや手助けをするなど高齢者や障害者等の利用支援を行うことが重要です。

本条は、不特定多数の市民が集う公共的施設を、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用するための利用支援、整備及び管理について規定するものです。

特に、市が新設、増設及び改修する公共施設については、法律による規制を遵守するとともに、県条例の整備基準への適合について規定するものです。

(公共交通車両等の整備)

カット

(考え方)

公共交通車両等の整備は、高齢者や障害者等の移動の確保のためのひとつの手段であるため、次条の移動の確保とあわせた条文とする。

### **（移動の確保）**

**第 27 条 市、事業者及び市民は、高齢者や障害者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努めます。**

**2 公共交通車両等を所有し、または管理する者は、当該公共交通車両等が高齢者や障害者等が安心して利用できるよう、整備に努めます。**

#### **（考え方）**

高齢者や障害者等が円滑かつ安心して移動するためには、その支援と手段の確保が必要です。

本条は、高齢者や障害者等が移動する際の市、事業者及び市民による支援や手段の提供について規定するものです。

また、公共交通車両等を所有、または管理する者に対しても、低床バスの導入などの整備について規定するものです。

### **（住宅の整備）**

**第 28 条 市及び事業者は、高齢者や障害者等が安全かつ快適に生活ができるよう、住宅の整備及び供給に努めます。**

#### **（考え方）**

高齢者や障害者等が安心して生活するためには、その本拠となる住宅の整備が必要です。

本条は、高齢者や障害者等に配慮した住宅の整備及び供給について規定するものです。

### **（就労の支援）**

**第 29 条 市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者や障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労支援のための施策の充実に努めます。**

#### **（考え方）**

高齢者や障害者等が地域の中で自立して生活するためには、その意欲や能力に応じた雇用の確保が必要です。

本条は、高齢者や障害者等の就労支援のための施策の充実にについて規定するものです。

**（安全・安心な生活の確保）**

**第 30 条 市は、市民が安全・安心な生活ができるよう、防災、防犯、交通安全等のための施策の充実に努めます。**

（考え方）

市民が日常生活を営む上で、防災や防犯、交通安全などの対策がしっかりなされていることが安心感につながります。

本条は、防災、防犯、交通安全などのための施策の充実にについて規定するものです。

**（高齢者や障害者等の把握）**

**第 31 条 市は、日常の見守りや災害時の支援のため、事業者及び市民と連携し、高齢者や障害者等の把握に努めます。**

（考え方）

災害時の支援については、日常の見守りなどによる地域のつながりが必要です。

本条は、日常の見守りや災害時の支援に活用するため、高齢者や障害者等について、事業者や市民と連携しながら、市がその把握に努めることを規定するものです。

## 第4章 健康福祉審議会

(考え方)

本章では、市が健康福祉施策を推進するにあたり、保健、医療、福祉等の連携を図るため、それぞれの関係者の意見を聞くための健康福祉審議会の設置に関して規定しています。

(健康福祉審議会)

**第32条** 市は、保健、医療、福祉等に関する諸施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

**2** 審議会は、市長の諮問により保健、医療、福祉等に関する諸施策の基本的事項を調査審議し、その結果を答申します。

**3** 審議会は、保健、医療、福祉等に関する諸施策の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができます。

**4** 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定めます。

(考え方)

保健、医療、福祉などの分野に関する施策を推進していく上で、第三者機関による検討、協議の場が必要です。

本条は、八戸市健康福祉審議会を常設で設置し、保健、医療、福祉などの分野に関する施策について、調査審議し、市長に対し意見を述べることを規定するものです。

## 第5章 雑則

### (委任)

**第33条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

### (考え方)

本条は、本条例で規定できない内容について、市長が規則等で定めることを規定するものです。